

一般個人ローン

平成30年4月2日現在

商品名	一般個人ローン
ご利用いただける方	安定継続した収入がある申込時年齢が満20歳以上の方で、一般社団法人しんきん保証基金の保証が得られる方
資金使途	健康で文化的な生活を営むために必要な資金で次に該当するもの ① 申込人本人または申込人の家族（配偶者、直系尊属（配偶者の直系尊属を含む）、子、孫、兄弟）が必要とする資金 ※申込日時点で、支払日から1ヶ月以内のものに限り支払済資金も可 ② 申込人が①を使途として当金庫から借り入れた消費者金融（借替直前3ヶ月の約定返済で、3営業日以上 of 履行遅延が1度もないものに限る）の借替資金
ご融資限度額	500万円以内（1万円単位）
ご利用期間	3ヶ月以上 10年以内
ご融資利率	年13.0%（保証料込） ・ポイントサービス会員で最大1.0%金利引き下げ
ご返済方法	① 毎月元金均等または元利均等割賦返済とし、ボーナス併用による返済も可能です 但し、ボーナス返済分はご融資金額の50%以内とし、6ヶ月毎の間隔とします ② 元金返済の据置は6ヶ月までです
保証人・担保	原則として不要です
その他	ご融資金は、可能な限り振込とさせていただきます
苦情処理措置 紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または総務部（9時～17時、電話：096-355-6112）にお申し出ください。 ・紛争解決措置 熊本県弁護士会（電話：096-325-0913）、鹿児島県弁護士会（電話：099-226-3765）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部若しくは全国しんきん相談所にお問合わせください。